

広島県告示第六百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県呉市莊山田村、同市西愛宕町、同市東愛宕町、同市西三津田町、同市東三津田町、同市山手一丁目、同市山手二丁目及び同市二河峽町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
西愛宕町三（八一七）	急傾斜地の崩壊	西愛宕町三（八一七）
西愛宕町一（八一九）	急傾斜地の崩壊	西愛宕町一（八一九）
東愛宕町一三（八二二）	急傾斜地の崩壊	東愛宕町一三（八二二）
西三津田町五（八二三）	急傾斜地の崩壊	西三津田町五（八二三）
東愛宕町二（八二六）	急傾斜地の崩壊	東愛宕町二（八二六）
東三津田町五（九五八）	急傾斜地の崩壊	東三津田町五（九五八）
東三津田町四（八二八）	急傾斜地の崩壊	東三津田町四（八二八）
山手一丁目一五（八二九）	急傾斜地の崩壊	山手一丁目一五（八二九）
山手一丁目一八（二三八二）	急傾斜地の崩壊	山手一丁目一八（二三八二）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
西愛宕町三（八一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西愛宕町一（八一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東愛宕町一三（八二二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西三津田町五（八二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東愛宕町二（八二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東三津田町五（九五八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東三津田町四（八二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山手一丁目一五（八二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山手一丁目一八（二三八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



二河川右支 溪(六四〇 六)	土石流	次の図のとおり	二河川右支 溪(六四〇 六)	土石流	次の図のとおり
二河川右支 溪(六四〇 七)	土石流	次の図のとおり	二河川右支 溪(六四〇 七)	土石流	次の図のとおり
二河川右支 溪(六四〇 七隣)	土石流	次の図のとおり	二河川右支 溪(六四〇 七隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。